平成29年度 看護職員の多様なキャリアパス周知事業

実施団体公募要領

平成 29 年 3 月 厚生労働省

平成 29 年度 看護職員の多様なキャリアパス周知事業実施団体公募要領

1 総則

地域包括ケアの推進や地域医療構想の実現に向けては、看護職員の数の確保とともに活躍する場の多様化に対応することが求められています。また、看護職員の多くは女性であり、出産・育児等のライフサイクルに合わせた柔軟な働き方の拡大など、ライフステージに応じて活躍できる環境整備を進めていく必要があります。

厚生労働省では、看護職員が自身のライフサイクルやスタイルに合わせた柔軟な働き方を選択し、キャリアの継続や新たなキャリア形成につなげていくことができるよう、看護職員の多様な働き方のモデルを作成し、看護職員等にむけて周知を実施する団体(以下「実施団体」という。)を選定するために、以下の要領で実施団体の公募を行います。

2 事業の目的

看護職員の多様な働き方のモデルを作成し、看護職員や看護学生に向けて周知することにより、看護職員自身に働き方の選択肢は多岐にわたることを認識してもらい、自身のライフサイクルやスタイルに合わせた柔軟な働き方を選択し、キャリアの継続や新たなキャリア形成につなげていくことを目的としています。

3 事業内容

(1)検討会の運営

看護職員の多様な働き方のモデルの作成に当たって、より専門的な調査・検討を 行うために、検討会を開催することとする。

検討会の開催回数は最低3回程度、委員の人数は10名程度を目安とし、委員については、厚生労働省の意向を踏まえ、看護分野の有識者、看護団体関係者、企業関係者等からバランス良く選定するものとし、必要に応じて、検討会の下に作業部会を設けることも差し支えない。また、検討会と作業部会には、必要に応じて、厚生労働省の職員がオブザーバーとして参加する。

なお、検討会における検討内容及び検討状況については、適宜、指定された期日までに厚生労働省に報告するものとする。

(2) 事例の収集・ヒアリングの実施等

看護職員の多様な働き方のモデルの作成に当たって、各活躍場における好事例の 収集、関係者へのヒアリングを実施する等、必要な情報の収集を行うものとする。

(3) モデル・ホームページコンテンツの作成

作成するモデルは、医療機関、介護施設、訪問看護、保育所等での活躍のほか、

看護師等学校養成所での教員、看護の知識や経験を活かした起業等での活躍も含めるとともに、ライフサイクルやスタイルに合わせた柔軟な働き方(日勤のみの職場など)、定年を迎えた看護職員のセカンドキャリアの推進の観点も踏まえたものとすること。

作成したモデルは厚生労働省のホームページ上において公表するため、ホームページコンテンツの電子媒体(html ファイル及び pdf ファイル)を作成し、別途、指定された期日までに厚生労働省医政局看護課(以下「看護課」という。)へ納入すること。なお、記録媒体は CD 又は DVD のいずれかとする。

(4) モデル・ホームページコンテンツの周知

(3)で作成したモデル・ホームページコンテンツを周知するため、概要、掲載ページ等を記載したパンフレット(日本工業規格 A 列 4 判、両面 1 枚程度)の作成、印刷(1,000 部)及び郵送を行うこと。パンフレットの郵送先は看護課と調整の上決定する。(郵送先は合計 100 件以内、送付部数は 1 件あたり 10 部以内とする。)

また、作成したパンフレットの残余の部数及び電子媒体(記録媒体はCDとする。) を看護課に納入すること。

(5)報告書の作成

検討会において検討した結果を報告書にまとめ、適宜、指定された期日までに厚生労働省に提出するものとする。

4 留意事項

(1)応募団体に関する諸条件

実施団体への応募者(以下「応募団体」という。)は、次の条件を全て満たす団体であることとする。

- ① 本事業を的確に遂行するに足る組織、人員等を有していること。
- ② 本事業を円滑に遂行する上で必要な経営基盤、資金等に関する管理能力、及び 適正に精算を行う経理体制を有すること。
- ③ 看護分野について、十分な知見を有し、厚生労働省と密接かつ協調的に連絡体制を構築しつつ、本事業を円滑に実施できる者であること。
- ④ 日本に拠点を有していること。
- ⑤ 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑥ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予算決算及び会計令第70条中、特別の理由がある場合に該当

する。

- ⑦ 暴力団等に該当しない旨の誓約書(別紙様式1)を提出すること。
- ⑧ 社会保険等(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、 船員制度、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)に加入し、該 当する制度の保険料の滞納がない旨の申立書(別紙様式2)を提出すること。

(2)業務の遂行

- ① 本事業の実施に当たっては、本公募要領に定める事項に従うこと。本公募要領に定めのない事項、又は本公募要領の解釈について疑義が生じた場合、必要な事項については看護課と協議すること。
- ② 本事業の実施に当たっては、看護課との連携を密に取ること。
- ③ 本事業は厚生労働省の委託を受けて実施する事業であることを踏まえ、十分な 公益性を担保するとともに、関係機関との連携を図ること。
- ④ 本事業の実施に当たっては、効率的かつ効果的な業務の遂行に努めること。
- ⑤ 本事業の実施によって得られた成果物、情報、派生物等に係る一切の所有権、 管理権、著作権又は知的財産権は国に帰属するものとする。
- ⑥ 本事業の全部を一括して再委託してはならない。
- ⑦ 本事業の総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分を再委託してはならない。
- ⑧ 本事業の一部を再委託する場合、再委託に係る承認申請書(別紙様式3)を看 護課に提出し、その承認を得なければならない。
- ⑨ 本事業の一部を再委託する場合、その最終的な責任は実施団体が負うこと。

(3)個人情報等

- ① 本事業の実施上知り得た情報については、その全てを厳重に管理すること。また、本事業において入手したいかなる情報も本事業の実施以外の目的には一切使用しないこと。
- ② 本事業に従事する者の服務等の監督及び個人情報の適切な取扱を行うための 体制及び責任者を定めなければならない。
- ③ 個人情報保護規程等において、以下に掲げる事項を本事業の開始までに定めなければならない。
 - ・個人情報の取扱に係る規定
 - ・個人情報の取扱状況の点検及び監査に関する規定
 - ・個人情報の取扱に関する責任者及び従事者の役割・責任に係る規定
 - ・個人情報の取扱に関する規定に違反した従事者に対する処分の内容

5 事業期間

実施団体として選定された日から平成30年3月31日まで

6 応募団体の評価

(1)評価の方法

実施団体の採択については、看護課において応募団体に関する諸条件に該当する旨を確認した後、企画書等を評価します。

評価に当たっては、平成 29 年度看護職員の多様なキャリアパス周知事業実施団体評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置します。

評価委員会は、申請者から提出された企画書等の内容について書類評価及び必要に応じてヒアリングを行い、それらの評価結果を基に予算の範囲内において、原則として高得点の応募団体を実施団体として選定します。

評価は非公開で行い、その経緯は通知しません。また、問い合わせにも応じられません。

なお、提出された企画書等の資料は、返却しませんのでご了承ください。

(2) 評価の手順

評価は、以下の手順により実施されます。

① 形式評価

提出された企画書について、看護課において、応募条件への適合性について評価します。

なお、応募の条件を満たしていないものについては、以降の評価の対象から除外されます。

② 書類評価

評価委員会により、書類評価を実施します。

③ ヒアリング

必要に応じて評価委員会より、応募団体に対してヒアリングを実施します。 なお、ヒアリングの実施に当たって、応募が多数の場合は、書類評価等の状況 を踏まえ、一部の応募団体のみ実施する場合もあります。また、ヒアリングに出 席しなかった場合は、辞退したものと見なします。

④ 最終評価

書類評価及びヒアリングにおける評価を踏まえ、評価委員会において最終評価を実施し、実施団体を選定します。

(3)評価の観点

評価の観点は、以下のとおりです。

- ① 業務を的確に遂行するための実施体制であるか。
- ② 事業内容が事業目的と合致しているか。
- ③ 効果的であり、実現可能な事業内容となっているか。
- ④ 事業として、配慮や工夫された内容となっているか。
- ⑤ 事業目的、内容に対し、事業計画は現実的かつ妥当なものになっているか。

(4)評価結果の通知等

評価の結果については、評価委員会における最終評価後、速やかに応募団体に対して通知する予定です。

なお、委託費については、実施団体選定の通知後に必要な手続きを経て、正式に 交付されることになります。

7 本事業に係る委託費の交付について

本事業に係る委託費の交付については、他の国庫補助金と同様の取扱いとしており、 予算の範囲内において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号。)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成 12 年厚生省・労働省 令第 6 号)の規定によるほか、別に定める「平成 29 年度看護職員の多様なキャリア パス周知事業委託費交付要綱」の定めるところにより交付するものです。

本事業に係る委託費の交付については 18,584 千円を基準額(上限額)とし、対象とする経費は、3 事業内容に関する職員基本給、職員諸手当、諸謝金、旅費、庁費(消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、賃金)に限ります。また、基準額を超えた金額については、実施団体の負担となります。

最終的な経費については、今後発出予定の上記「平成 29 年度看護職員の多様なキャリアパス周知事業委託費交付要綱」に定めるところによります。

なお、委託費等については、評価結果等を踏まえ調整させていただくことがあり得ることをご承知おきください。

8 応募方法等

(1)企画書の作成及び提出

「看護職員の多様なキャリアパス周知事業企画書」を作成し、必要部数を以下の 提出期間内に提出してください。

企画書には公募要領に示されている評価の観点を盛り込んだ上、別に定める様式 により企画書を作成してください。

(2) 応募方法

提出期間及び提出先(問い合わせ先)は以下のとおりです。

① 提出期間

平成29年3月29日(水)から平成29年4月28日(金)

(必着:余裕を持って送付すること。)

② 提出先・問い合わせ先

提出先:〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 厚生労働省医政局看護課事業調整係 あて

※ 郵送の場合、封筒の宛名面には、「平成29年度看護職員の多様なキャリアパス周知事業」と朱書きにより、明記してください。

問い合わせ先:厚生労働省医政局看護課事業調整係

tel: 03-5253-1111(内線 4175)

fax: 03-3591-9073

※ ただし、問い合わせについては、月曜日~金曜日(祝祭日を除く。)の 午前9時30分~午後6時15分(正午~午後1時を除く。)とします。

③ 提出書類及び部数

ア 「看護職員の多様なキャリアパス周知事業企画書」 10部

- イ 団体等の概要が分かる資料 10部
 - ・パンフレット等
 - ・定款又は寄附行為
 - ・団体等の直近より過去3年分の財務諸表(写)
- ウ その他必要な資料 10部
- ※ 応募書類の提出は、原則として「郵便又は宅配便」とし、やむを得ない場合には、「持参」も可能としますが、「FAX」による提出は受け付けません。
- ※ 応募書類を郵送する場合は、簡易書留等を利用し、配達されたことが証明できる方法によってください。また、提出期間内に必着とし、遅れた場合は審査の対象外とします。
- ※ 書類に不備等がある場合は、評価の対象外となりますので、公募要領を熟読してください。
- ※ 応募書類の差し替えはできません。

(3)公募説明会

本公募に関する説明会を以下の日時に実施します。参加をご希望の方は、平成29年4月4日(火)18時15分までにファックス(様式任意)にて申し込みください。

説明会日時:平成29年4月5日(水)13:30~

厚生労働省 医政局会議室1(19階 国会側)